

公売に関して重要と認められる事項

1 入札までの手続き

(1) 入札に当たっては、次の書類が必要です。

イ 共通事項

入札書又は入札書（共同入札用）、入札書提出用封筒（内封筒）

ロ 代理人が入札する場合

委任状及び委任者の印鑑証明書

ハ 共同入札の場合

共同入札代表者の届出書

(2) 公売公告に記載された見積価額以上の金額を入札書の入札価額欄に記載してください。

(3) 一度提出された入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

※ 入札書等の用紙は、高松国税局特別整理第一部門に用意していますので、お問い合わせください。

2 開札期日から追加入札までの手続き

(1) 開札期日及び開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

(2) 最高価申込者の決定の方法及び通知

最高価申込者の決定は、高松国税局において、令和3年4月20日午前9時30分に公売財産の区分（売却区分）ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに通知します。

なお、最高価申込者に該当する入札者が最高価申込者の決定時にその決定場所にはいない場合でも、最高価申込者の決定を行います。

(3) 追加入札の方法

開札の結果、見積価額以上で最高の価額の入札者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札に当たっては次のイ及びロに注意して下さい。

イ 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

ロ 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売への参加が制限される場合があります。

くじは追加入札の開札後に速やかに行いますが、該当者が開札の場所にいない場合は公売事務を担当していない職員が代理で行います。

(4) 追加入札の日時・場所等

イ 入札の日時・場所

令和3年4月26日から令和3年4月30日まで 高松国税局

ロ 入札の方法

期間入札

ハ 開札の日時・場所

令和3年5月7日 午前9時00分 高松国税局

ニ 最高価申込者決定の日時・場所

令和3年5月7日 午前9時30分 高松国税局

ホ 売却決定の日時・場所

令和3年5月14日 午前9時00分 高松国税局

ヘ 買受代金の納付期限

令和3年5月14日 午後2時00分

3 買受代金の納付

(1) 買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載された納付期限までに、買受代金の全額について、当局が指定した預金口座に振り込む方法により納付してください。

なお、納付期限までに納付しないときには、売却決定等が取り消されます。

(2) 振込みにあたっては、1区分(売却区分)ごとに「電信」扱いで振込み、また振込人(入札者)の氏名(名称)の前に、その区分番号(売却区分番号)を必ず記載してください。

なお、振込手数料は振込人(入札者)の負担となります。

4 公売財産の権利移転手続

買受人の請求により、当局において関係機関に対して登記又は登録の嘱託を行います。

買受人が当局に提出する主な書類等は、次のとおりです。

(1) 買受人が個人の場合は「住民票抄本」、法人の場合は「商業(法人)登記簿に係る登記事項全部証明書」

(2) 公売財産所有権移転登記請求書(必要事項を記載し、買受人が署名・押印したもの)

(3) 買受人の自動車保管場所証明書

(4) 買受人の印鑑証明書

(5) 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))

(6) 自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書

(7) 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

5 公売財産を第三者に保管させている場合は、買受代金の納付後に当局が交付する売却決定通知書を呈示して直接引渡しを受けてください。なお、保管者が引渡しを拒否しても、当局は引渡しの義務を負いません。

6 国税徴収法第108条に該当すると認められる事実がある者については、その事実があった後2年間、公売への参加が制限されます。